

介護予防短期入所生活介護事業重要事項説明書

(茜の郷ショートステイ)

当事業所は利用者ご本人に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいこと等を次の通り説明します。

尚、当サービスの利用は、原則として要介護認定又は要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定又は要支援認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から「みなし」でサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖優会
- (2) 法人所在地 滋賀県草津市山寺町837番地
- (3) 電話番号 077-566-3888
- (4) 代表者氏名 理事長 片島 京子
- (5) 設立年月日 平成3年10月31日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防短期入所生活介護・令和3年1月1日指定

- (2) 事業所の目的

社会福祉法人 聖優会が行う介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護予防の提供に当たる従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 茜の郷ショートステイ
- (4) 事業所の所在地等 滋賀県草津市下笠町733-1 電話 077-599-1977
- (5) 事業管理者 施設長 坂井 三知
- (6) 当事業所の運営方針

従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- (7) 開設年月日 令和3年1月1日
- (8) 通常の送迎の実施地域 草津市・栗東市
- (9) 利用定員 4人

- (10) 居室等の概要

介護予防短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室ですが、他の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、利用者ご本人の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	4室	うち(4室×1名)=4名
2人部屋	24室	
4人部屋	8室	
合計	36室	都合により、他の居室のベッドを使用する場合がございます。
食堂	4室	
機能訓練室	4室	
浴室	3室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、基準により、介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護予防サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。 ※令和6年4月1日現在

- 1 管理者 1名 施設業務の統括、職員の指揮監督を行います。
- 2 生活相談員 1名 ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 3 看護職員 1名 主にご利用者の看護、医師の診察補助、健康管理及び保健衛生業務を行います。
- 4 介護職員 1名（常勤換算 1.0名） ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言等を行います。
- 5 機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）
ご利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練・指導を行います。
- 6 管理栄養士 1名 ご利用者の食事の管理、栄養指導等を行います。
※管理者、生活相談員、看護師、機能訓練指導員、管理栄養士については、併設施設（特別養護老人ホーム）の職員と兼務となっています。）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

入浴、排泄、食事等の支援、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、8割、7割）が介護保険から給付されます。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（別紙利用料金表参照）

①食事の管理

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。
- ・ ご本人の自立支援のため、原則として離床して食堂で食事をとっていただきます。
（食事時間） 朝食 8：00～ 昼食 12：30～ 夕食 18：00～

②入浴

- ・ 介護予防短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回以上行います。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ 排泄に関する消耗品（オムツやパット等）は介護保険サービスの中でご用意いたします。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者ご本人の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥移送サービス

- ・ 要支援状態区分に関わりなく、介護予防短期入所生活介護を利用する際に、ご自宅から施設、施設からご自宅への送迎をいたします。ただし、配車の関係がありますので、利用可能な日時についてはその都度、ご確認ください。
- ・ 送迎実施曜日：月曜～日曜（12/30から1/3をのぞく）

※ 当事業所では、緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、施設内にある身体拘束廃止委員会において判断し決定するとともに、ご契約者やご利用者に文書により説明し同意を得ます。また、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（別紙利用料金表参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）
ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
※ご利用者の希望による特別な食事等（酒を含む）にかかった費用は、実費を負担して頂きます。
- ② 滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））
この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。
- ③ レクリエーション、クラブ活動
ご契約者及び利用者ご本人の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料代等の実費は、ご契約者にご負担いただきます。
- ④ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等利用者ご本人の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

内容	利用料金
紙おむつ代	サービス料金に含まれます
ティッシュ等日用品	ご持参下さい
その他	実費

- ⑤ 理髪
月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。
- ⑥ 電気器具の使用
ご契約者及びご利用者の希望により、個別に電気器具を使用することができます。
- ⑦ 通常の送迎の実施区域外への移送サービス
通常の送迎の実施地域（草津市・栗東市）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外から当事業所との間の送迎費用をご負担いただきます。
- ⑧ おやつ
ご利用者・ご契約者及びご契約者代理人のご希望に基づいて、午後3時に施設が準備するおやつを提供します（ミキサー食、きざみ食対応の方へも食べやすくして提供します）。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金・費用は、次の2つのどちらかの方法によりお支払い下さい。

- ①ご利用者指定の金融機関（一部取扱い不可の金融機関あり）からの口座振替による自動引き落とし
- ②1ヶ月ごとの現金でのお支払い

(4) 利用の中止、変更

- ①利用予定日の前に、利用者ご本人の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合、利用予定日の前日までに地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員を通して、当事業所に申し出てください。
- ②サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員を通して、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

5. サービス提供における事故発生時の対応

(1) サービス提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合、必要な措置を講じると共に以下の対応を行います。

- ①契約者及び身元引受人へ電話等により連絡します。

- ②急を要する場合は、施設職員の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- ③必要に応じて市町村（保険者）へ連絡します。

（２）当施設における再発防止策

- ①事故報告書に基づき、再発防止のための委員会設置を行い調査検討し、防止策の作成を行います。
- ②担当者会議等に提出し、再発防止に努めます。

6. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [生活相談員] 杉山 晃平
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30
(TEL) 077-599-1977 (FAX) 077-599-1978

（２）行政機関その他苦情受付機関

- ① ご利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課
 - ※草津市の場合：草津市介護保険課
(所在地) 滋賀県草津市草津3丁目13-30 (TEL) 077-561-2369
 - ※栗東市の場合：栗東市長寿福祉課
(所在地) 滋賀県栗東市安養寺1丁目13-33 (TEL) 077-551-0281
- ② 滋賀県国民健康保険団体連合会
(所在地) 滋賀県大津市中央4丁目5-9 (TEL) 077-522-0065

（３）第三者による評価の実施状況

⇒実施していない

茜の郷ショートステイ（介護予防）

利 用 料 金 表

1 食費・滞在費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用	朝食：450円 昼食：650円 夕食：550円
滞在に要する費用	従来型個室 1,500円/日
	多床室 1,150円/日

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日
	第2段階認定者 600円/日
	第3段階認定者① 1,000円/日
	第3段階認定者② 1,300円/日
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者
	従来型個室 380円/日
	多床室 なし
	第2段階認定者
	従来型個室 480円/日
	多床室 430円/日
第3段階認定者	従来型個室 880円/日
	多床室 430円/日

2 居宅介護サービス費

区分	項 目	金 額
基 本	要支援1	従来型個室・多床室 476円/日 (1割負担)
		952円/日 (2割負担)
		1,428円/日 (3割負担)
		[連続31日以上利用した場合]
		467円/日 (1割負担)
	933円/日 (2割負担)	
	1,399円/日 (3割負担)	
	要支援2	従来型個室・多床室 592円/日 (1割負担)
		1,184円/日 (2割負担)
		1,776円/日 (3割負担)
[連続31日以上利用した場合]		
579円/日 (1割負担)		
1,157円/日 (2割負担)		
1,735円/日 (3割負担)		

加 算	送迎加算	片道につき 1 9 5 円／回（1割負担） 3 8 9 円／回（2割負担） 5 8 3 円／回（3割負担）
	若年性認知症入所者受入加算	1 2 6 円／日（1割負担） 2 5 1 円／日（2割負担） 3 7 7 円／日（3割負担） (若年性認知症のご利用者ごとに個別の担当者を定めた場合に算定)
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	当該月のサービス費の総単位数にサービス別加算率（13.6%）を乗じた単位数…（a） （a）に地域区分・5級地単価（10.55円）を乗じた金額の1割分の額（1割負担） （a）に地域区分・5級地単価（10.55円）を乗じた金額の2割分の額（2割負担） （a）に地域区分・5級地単価（10.55円）を乗じた金額の3割分の額（3割負担）

※上記の料金表には、各サービス項目の単位数に地域区分・5級地単価（10.55円）を乗じた金額（端数切捨て）の1割、2割、3割（自己負担相当額）分の額を表示しています。

3 その他の費用

料金の種類	金 額
特別な食事の費用	実 費
通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎サービス	1キロメートルにつき 30円／km
理美容代	実 費
電気器具の使用料	1日あたり 80円
おやつ代	1日あたり 150円
日常生活費の利用者負担分	実 費